

大阪を発信地とする憲法破壊の動きに反対し、 「大阪維新の会」が掲げる憲法改正や社会保障削減に反対する決議

——— 私たちは、大阪における人権侵害・民主主義破壊に抗議するとともに、
こうした動きが全国へ波及することを阻止する決意を表明します ———

橋下徹・大阪市長と「大阪維新の会」は、以下に述べるとおり大阪において人権侵害や民主主義破壊を強めており、さらにはこうした動きを全国へ波及するべく改憲を含む総選挙公約を発表して国政への進出を計画している。そうした動きが大きく報道されて「劇場型政治」ともよばれる状況が作られ、「大阪維新の会」が次回の総選挙で大量の議席を獲得するという予測も報道されている。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、人権と民主主義を擁護する法律家団体として、こうした憲法破壊の動きに重大な危機感を表明し、全国への波及を許さない決意を表明するものである。

1 教育への政治介入、競争と格差の奨励

大阪府議会と大阪市議会において、本年3月から7月にかけて教育制度や教員評価に関連する条例が相次いで可決成立した(教育行政基本条例、府立学校条例、市立学校活性化条例など)。

これら条例は、教育目標の設定権限を首長に付与し、教育委員の罷免事由を拡大するなど、教育への政治介入の道を開いている。また、学校別・市町村別の学力テスト結果公表、通学区域の撤廃と学校選択制の導入、定員割れの学校の廃校を定めるなど、教育現場に競争と格差を持ち込み、児童・生徒の等しく教育を受ける権利(憲法26条)を侵害し、保護者の教育権をも著しく侵害する。また、教員に対する徹底した人事評価と処分の厳格化が定められ、教員の間競争を持ち込んでいる。

また、府議会・市議会では卒業式等で教師に「君が代」起立斉唱を義務付ける条例が成立した。これにより思想良心の自由(憲法19条)の侵害がいつそう強まることが危惧される。

2 公務員への人権侵害と統制強化

橋下市長は、本年2月9日、大阪市の全職員に対して「誰から組合活動に誘われたか」、「選挙の応援について誰から誘われたか」などを質問する思想調査アンケートを実施した。これは橋下市長自身が指示文書のなかで「市長の業務命令」であり「正確な回答がなされなければ処分の対象となります」と明記して実施されたものである。思想良心の自由(憲法19条)を侵害するとともに、労働組合活動に支配介入して団結権(憲法28条)を侵害するものであり断じて許されない。

公務員への管理統制の動きはさらに強まっている。大阪府議会・市議会で成立した職員基本条例は、前文で「都市間競争を勝ち抜く」ための「新たな地域経営モデル」としての公務員制度を提唱し、徹底した人事評価と分限・懲戒処分を定めている。住民福祉の増進よりも「競争」を行政と公務員の価値基準とするものであり、「全体の奉仕者」(憲法15条)という公務員の基本的性格を歪めている。

本年7月27日には、大阪市議会で「職員の政治的行為の制限に関する条例」が成立した。その内容は、

地方公務員法が禁止していない行為を広汎かつ不明確な文言で規制するものであり、たとえば職員が反戦平和のメッセージを込めた演劇に協力しただけでも懲戒処分の対象となる。公務員の政治活動の自由を大幅に制限し、思想良心の自由(憲法19条)を侵害する憲法違反の条例であることは明白である。さらに同日成立した「大阪市労使関係に関する条例」は、任免権者が労働組合の活動内容を「検証」して「適切な措置」をとらなければならないと定めており、労働組合への支配介入を公然とすすめる点で違法性は重大である。

これらの動きは、公務員と住民とを対立させる「公務員バッシング」とともに進められている。住民に背を向けて上司の顔色だけを気にする「イエスマン公務員」を作り出し、住民向けサービス削減を強行するとともに、公務員の大量解雇、さらには地方公共団体の解体縮小を指向する狙いが窺える。

3 憲法改正を掲げる「維新八策」について

「大阪維新の会」は本年8月5日、総選挙公約となる「維新八策」の最終案をまとめた。

その内容は、日米同盟を基軸とする基本姿勢を明記し、「主権と領土を自力で守る防衛力と政策の整備」を重視する軍事力強化路線を公約としている。「憲法9条を変えるか否かの国民投票」も実施するという。

特に重要な点は、国会による改憲発議の要件緩和を盛り込んだ点である。これを足掛かりにして改憲を実現するという強い意思が示されている。憲法を改正しなければ実施できない首相公選制の導入も明記している。

社会保障については、「自助、共助、公助の範囲と役割を明確にする」と定めており、社会保障を権利ではなく“助け合い”や“納税の対価”と捉える方向性を示すとともに、その「合理化・効率化」による予算縮減を明確に打ち出している。特に生活保護については、「有期制」の導入による保護打ち切りを制度化するなど、生存権(憲法25条)を脅かす内容となっている。

このほか、「医療扶助の自己負担制の導入」や「混合診療の完全解禁」を明記するなど、国民の生命や健康を守るべき国の責務を低減し、医療において資力による格差を容認する方向性が示されている。

雇用政策については、「解雇規制の緩和を含む労働市場の流動化」を明記し、労働者の権利保護を弱める方向が明確となっている。

以上のように、「維新八策」の内容は多くの国民の願いに反し、民主主義や人権擁護とはかけ離れたものとなっている。

橋下市長や「大阪維新の会」が大阪で進めてきた新自由主義的政治路線が、このような形で国政への公約として掲げられ、劇場型政治の手法で強引に実施されることを強く懸念する。私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、大阪で行われている人権侵害・民主主義破壊の流れの先にある憲法改悪のたくらみに抗議するとともに、こうした動きが全国へ波及することを阻止するため全力をあげる決意を表明する。

2012年 9月 8日
青年法律家協会弁護士学者合同部会
第2回常任委員会